

# 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	公衆浴場法	法令の番号	昭和23年法律第139号
手続名	患者に対する入浴特例の許可	根拠条項	第4条
審査基準	<p>次のいずれかの一に該当する場合、知事の許可を受けて伝染性の疾病にかかっていると認められる者を入浴させることができる。</p> <p>1 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が伝染性疾病に対して療養効果があると認められ、かつ患者用の入浴施設が別に設けられている場合</p> <p>2 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合</p> <p>「別に」とは、一般客用施設の一隅を区画するという意味ではなく、全然別個の施設を設けることをいうものであること。</p>		
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所
交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	12日
		標準経由期間	-日
		目次NO	